住宅改修の手引き

目次

[**１　介護保険住宅改修の概要** 1](#_Toc64647522)

[**２　支給限度基準額** 1](#_Toc64647523)

[**３　対象となる住宅改修の種類及び内容** 2](#_Toc64647524)

[**４　住宅改修の流れ** 4](#_Toc64647525)

[**５　提出書類の注意点** 6](#_Toc64647526)

[**６　Q＆A（よくある質問）** 9](#_Toc64647527)

令和３年４月

鹿沼市介護保険課

# **１　介護保険住宅改修の概要**

（１） 住宅改修とは

在宅の要支援１・２又は要介護１～５の認定を受けている方が、必要な手続きの行ったうえで手すりの取付けなど厚生労働大臣が定める種類の改修を行ったとき、利用者の負担割合に応じて住宅改修費を支給します。

住宅改修費の支給方法は受領委任払いと償還払いの２種類あります。

・受領委任払い…利用者が工事費の負担割合分を改修業者に支払い、業者が市から給付を受ける方法

・償還払い…利用者が工事費全額を改修業者に支払い、利用者が市から給付を受ける方法

（２） 住宅改修をする前に

住宅改修を利用しなくても、生活動線の変更（居住スペースを1階にするなど）や家具の移動（ベッドの移動など）、福祉用具の購入・レンタル（浴槽台の購入・スロープのレンタルなど）で生活動作を改善できることがあります。さまざまな方法を試行しそれでも住宅改修が必要とされる時、利用者の身体状況や介護状況などから判断して、高齢者の自立を支援するために必要と認められる場合に住宅改修費が支給されます。

また、住宅改修は個人の資産形成にとならない比較的小規模な工事が前提とされています。そのため、改修に使用する部材は必要最低限の機能を満たすものを選択してください。また、趣味のための改修や単に老朽化を理由とした改修、見栄えをよくするための改修は給付の対象外となります。

# **２　支給限度基準額**

支給限度基準額（支給の対象とする金額の上限）は居住する住宅に対し、利用者一人あたり

２０万円になります。保険者から支給される住宅改修費は、支給限度基準額内で実際にかかった費用の７～９割となります。支給限度基準額を超えた工事については、超えた分は全額自己負担となります。

例）自己負担割合が１割の利用者が８万円の住宅改修を行ったとき

自己負担額…８千円　給付される金額…７万２千円

残りの支給限度基準額…１２万円

→さらに住宅改修が必要となった時、この１２万円が基準となります。

●注意

・給付額減額や支払い方法の変更（償還払い化）が適用されている期間の場合、住宅改修費の給付にも適用されます。

・転居した場合は、再度支給限度基準額が２０万円になります。

　・初めて住宅改修を行った時から、「要介護状態区分を基準として定める介護の必要の程度の段階」が３段階以上重くなった場合、改めて支給限度基準額が２０万円になります（ただし被保険者につき１回限り）。

|  |  |
| --- | --- |
| 初回の住宅改修着工日の要介護区分 | 追加の住宅改修着工日時の要介護区分 |
| 要支援1（第一段階） | 要介護３（第四段階）以上 |
| 要支援２・要介護１（第二段階） | 要介護４（第五段階）以上 |
| 要介護２（第三段階） | 要介護５（第六段階） |

# **３　住宅改修の対象となる工事の種類・内容**

厚生労働大臣が定める住宅改修費支給の対象となる改修の種類は５種類あります（参考：平成１２年１月３１日老企第３４号、平成２１年４月１０日老振発第０４１０００１号）。

|  |  |
| --- | --- |
| 種類 | 内容 |
| ➀手すりの取付け | ・廊下、トイレ、浴室、玄関、玄関から道路までの通路等に転倒予防もしくは移動又は移乗動作を円滑にすることを目的として設置するもの。手すりの形状は、二段式、縦付け、横付け等適切なもの。・固定設置されていない据え置きや挟み込みによる簡易設置式の手すり、転落防止のための手すりは除く。 |
| ➁段差の解消 | ・居室、廊下、トイレ、浴室、玄関等の各室間の床の段差及び玄関から道路までの通路等の段差又は傾斜を解消するための改修。具体的には敷居を低くする工事、スロープを設置する工事、浴室の床のかさ上げ等が想定される。・スロープや浴槽内すのこを単に置くこと、昇降機、リフト、段差解消機等動力により段差を解消する機器を設置する工事は除く。 |
| ➂滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 | ・居室においては畳敷きから板製床材、ビニル系床材等への変更、浴室においては床材の滑りにくいものへの変更、通路面においては滑りにくい舗装材への変更などの改修。・転倒時のけが防止のために、床を柔らかい材質のものに変更する工事は除く。 |
| ➃引き戸などへの扉の取替え | ・開き戸を引き戸、折戸、アコーディオンカーテン等に取り替えるといった扉全体の取替えのほか、扉の撤去、ドアノブの変更、戸車の変更・設置等の改修。・扉の位置の変更等に比べ費用が低廉に抑えられる場合に限り、引き戸等の新設が認められる。 |
| ➄洋式便器などへの便器の取替え | ・和式便器から洋式便器への取替えや、既存の洋式便器の位置や向きを変更する工事。・和式便器から暖房便座、洗浄機能等が付加されている洋式便器への取替えは含まれるが、すでに洋式便器である場合のこれらの機能等の付加は含まれない。さらに、非水洗和式便器から水洗洋式便器または簡易水洗洋式便器に取替える場合は、当該工事のうち水洗化または簡易水洗化の部分は含まれず、その費用は給付の対象とはならない。 |
| その他①から⑤の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修 | ・手すりの取付け手すりの取付けのための壁の下地補強・段差の解消浴室の床の段差解消（浴室の床のかさ上げ）に伴う給排水設備工事、スロープ設置に伴う転落や脱輪防止を目的とする柵や立ちあがりの設置・床又は通路面の材料の変更床材変更のための下地の補修や根太の補強又は通路面の材料変更のための路盤の整備・扉の取替え扉の取替えに伴う壁又は柱の改修工事・便器の取替え便器の取替えに伴う給排水設備工事（水洗化又は簡易水洗化に係るものを除く）、便器の取替えに伴う床材の変更 |

# **４　住宅改修の流れ**

（１） 事前相談（必ず行ってください）

住宅改修を行う前に、必ず介護支援専門員（ケアマネージャー）や地域包括支援センターの職員に相談してください。理由書を作成する担当者はこの時点で介護保険被保険者証と負担割合証を確認します。

（２） 複数の見積もりの比較・施工業者の決定

はじめから１つの事業者に決定するのではなく複数の事業者に見積もりを依頼し、住宅改修に適した工事内容であるか、価格は適正であるかを確認します。施工業者が決定したら、本人を交えて家族・介護支援専門員・施工業者と具体的な打合せを行います。

（３） 事前申請

　以下の提出書類を介護保険課に提出してください（工事の内容によっては追加で書類の提出を求める場合があります）。

・提出書類（提出書類の注意点を必ず参照してください）

* 介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修事前届出書兼住宅改修費支給申請書
* 住宅の所有者の承諾書（住宅改修を行う住宅の所有者が当該利用者でない場合）
* 介護支援専門員（ケアマネージャー）等の作成した住宅改修が必要な理由書
* 工事費見積書（工事の明細がわかるもの）
* 改修個所ごとの改修前の写真**（日付入り）**
* 平面図

（４）事前審査・承認

事前申請書を受領し不備がないことを確認した後に、審査を行います（１週間程度）。審査の結果は「介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修承認(不承認)決定通知書」を利用者に交付しますので、ご確認ください。ただし、送付先変更届が提出されている場合は届出に記載されている住所へ送付します。

また、審査の結果を電話等でお問い合わせいただいても回答することはできませんのでご注意ください（通知書の発送日は回答することができます）。

（５） 工事内容の確認・着工

通知書を確認したら、ケアマネージャーに連絡します。

着工前に事前申請した改修内容の確認を行い、変更点がないかを確認します。事前申請の内容と異なる改修を行う場合、必ず着工前に介護保険課に連絡をしてください。変更申請を行っていただく場合があります。

（６） 事後申請（完了届）

工事終了後、以下の提出書類を介護保険課に提出してください（提出書類の内容によっては追加で書類の提出を求める場合があります）。

・提出書類（提出書類の注意点を必ず参照してください）

○　介護保険居介護（介護予防）住宅改修工事完了届出書

○　工事費内訳書（工事の明細がわかるもの）

○　改修個所ごとの改修後の写真**（日付入り）**

○　領収書（原本）

（７） 住宅改修点検

住宅改修後、場合によっては職員と点検員がご自宅へ伺い、改修箇所を点検させていただく場合があります。その場合は必ず事前にご連絡いたしますので、ご協力よろしくお願いいたします。

（８） 住宅改修費の支給決定

完了届の受領後、不備がないことが確認されたら審査を行います。審査後、住宅改修費の支給が決定されます。償還払いを選択した利用者には、申請書で指定した金融機関の口座に住宅改修費が振り込まれます。

# **５　提出書類の注意点**

　住宅改修に必要な様式は、鹿沼市のホームページの

トップ>福祉・健康>介護>介護サービス>介護に関する申請書>(６)住宅改修の際に必要な書類

にあります。

|  |  |
| --- | --- |
| 事前申請 | 内容 |
| 介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修事前届出書兼住宅改修費支給申請書 | ・償還払い用と受領委任払いで様式が異なります。一度選択した後は変更できませんのでご注意ください。・黒枠の中の項目を全て黒のボールペンで記入してください。申請者は被保険者本人となります。・押印の必要はありません。そのかわりに被保険者本人の氏名は本人、またはご家族が記入してください。・訂正する場合は、被保険者本人の印鑑で訂正してください。 |
| 住宅所有者の承諾書 | ・改修する住宅の持ち主と被保険者が異なる場合のみ記入してください。 |
| 住宅改修が必要な理由書 | ・理由書を作成できるのは、介護支援専門員、住環境コーディネーター（2級以上）、社会福祉士等です。・住環境コーディネーター2級以上の方が理由書を書く場合は、その合格証のコピーを添付してください。・理由書を書く方は必ず現地確認をしてください。・１ページ目には利用者の身体状況（歩行の様子など）、既往歴、介護状況、福祉用具の使用状況等を具体的に記載してください。また、改修することが利用者の自立につながるかどうかも記載してください。２ページ目には改善しようとしている生活動作と、その動作を行う上で困難な状況等の詳細な様子や改修項目を記載してください。 |
| 工事見積書（工事の明細がわかるもの） | ・鹿沼市の様式を使用してください。同じ項目が全て記載されていれば事業所独自の様式でも構いません。必要事項の記載がない場合、再提出をお願いすることがあります。・見積書のあて名は被保険者本人の氏名にしてください。・改修する場所ごとに項目を分け、改修の種類、メーカー名、品番、単価、数量を明記してください。また「一式」という記載はなるべく避けてください。・使用する材料によっては、カタログを工事前に提出していただく場合があります・材料費、施工費、諸経費が明確に分けて記載してください。・運搬費、養生費、清掃費等は支給対象になりません。・介護保険支給対象外の工事も含む場合、保険給付の対象範囲を明示してください。保険給付の対象範囲の明示が困難な場合は、適切な方法で改修箇所を按分し、算出根拠を明示してください。・給付の対象となるのは利用者本人の介護に必要とされる範囲のみとなります。本人の動線上にない改修や不要な部材、過剰な改修部分は対象外となります。 |
| 改修箇所ごとの改修前の写真**（日付入り）** | ・改修する場所の全体が写るように撮影してください。全体を写真でとることが困難な場合は、分割し何枚かに分けて撮影してください。・段差の解消や浴槽・便器の交換行う場合、メジャー等をあて段差や浴槽・便器の高さが何ｃｍあるかがわかる写真も添付してください。・逆光で見えづらい、ぶれている、段差の状況が不明瞭な場合は再提出していただきます。・写真は日付が２か月以内のものを提出してください。・日付を写す機能がないカメラについては、用紙に日付を明記し改修する箇所と一緒に撮影してください。・写真に改修後のイメージ図（取り付ける長さ、高さなど）を記入してください。図によって段差や全景がわかりづらくなってしまう場合は、写真を２枚撮影してください。・改修場所が多い場合は、付番をして平面図に同じ番号を記入してください。 |
| 平面図 | ・改修場所がすべて確認でき、住宅全体と本人の動線がわかる平面図を用意してください。 |
| 事後申請（完了届） | 内容 |
| 介護保険居介護（介護予防）住宅改修工事完了届出書 | ・必要事項を全て黒のボールペンで記入してください。事前申請時に入院・入所していた場合、窓口で退所日・退院日を聞きます。また、介護認定申請中だった場合、認定結果が出ていることを確認してから提出してください（在宅ではない・認定結果が出ていない場合、受領できません）。 |
| 工事内訳書（工事の明細がわかるもの） | ・行った工事の内容がわかるものを提出してください。・その他の注意事項に関しては、事前申請における工事費見積書と同様です。 |
| 事後写真 | ・改修した場所をすべて撮影してください。・事前申請と同様、改修した場所全体を明瞭に撮影してください。写真が不明瞭な場合は再提出していただきます。・段差の解消や浴槽・便器の交換を行った場合、段差や浴槽・便器の高さが変化した箇所にメジャー等をあてた写真を提出してください。段差が完全に解消された場合、その箇所が明確にわかるように撮影してください。・日付を写す機能がないカメラについては、用紙に日付を明記し改修する箇所と一緒に撮影してください。 |
| 領収書（原本） | ・領収書原本を提出してください。・宛名は被保険者本人にしてください。・支給限度基準額を超えた工事や保険給付分以外の工事も同時に行った場合、自己負担分と対象外部分を合わせた領収書でも構いません。ただし、保険給付分と合わせて事前申請時の金額と相違がないようにしてください。 |

# **６　Q＆A（よくある質問）**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 質問 | 回答 |
| 一時的に身を寄せている住宅について | 被保険者は、週末のみ別宅で過ごしている。この住宅に手すりを設置したい。 | 住宅改修ができるのは、現に居住している被保険者証に記載されている住所のみとなります。 |
| 入院・入所中の申請 | 被保険者は現在入院（入所）しているが退院（退所）の見込みがある。その後自宅に戻るため、住宅改修の申請をしたい。 | 入院（入所）中でも事前申請をすることができます。承認を受けた後着工することができますが、事後申請（完了届）時には在宅である必要があります。 |
| 退所・退院について | 退所・退院を見越して事前申請を行ったが、状態が変化し退所・退院ができなくなってしまった。 | 被保険者が在宅でない場合、事後申請を受領することができません。場合によっては状態の変化に伴い改修内容も変更することを考慮し、事前申請の取り下げも検討してください。 |
| 介護認定申請中の事前申請 | 介護認定申請中だが、認定結果が出る前に事前申請をしたい。 | 介護認定申請中でも事前申請をすることができます。ただし結果が非該当だった場合は支給できません。また、新規申請中の場合は負担割合が１割であると想定して審査をします。 |
| 新築に対する工事 | 現在住宅を新築しているが、その住宅に手すりを設置したい。 | 竣工日以降であれば可能です。また、居室やトイレの増築は給付の対象外です。 |
| 老朽化について | 既存の手すりがぐらつき、使用すると危険な状態である。同じ場所に新たに手すりを設置したい。 | 単に老朽化を理由とした改修は給付対象外です。 |
| 過去の住宅改修について | 数年前、家族が自宅に手すりを取り付けた。給付の対象となるか。 | 保険者の承認を得ていない過去の住宅改修は給付対象外です。 |
| 被保険者が死亡した場合 | 改修工事中に被保険者が死亡した。 | 死亡時に完成している部分のみ保険給付の対象となります。 |
| 式台の設置について | 玄関の上がり框に式台を置いて段差の解消を行いたいが、固定せずいつでもずらせるようにしたい。 | 固定がされていない工事は給付対象外です。 |
| 通路の新設について | 自宅で普段通路として使用されていない場所を段差の解消として改修したい。 | 通路の新設は給付対象外です。 |
| 既存洋式便器への洗浄機能の取り付け | 既存の洋式便器に洗浄機能を取り付けたい。 | 洗浄機能の取り付けのみを目的とした改修は給付対象外です。 |
| 転倒時に配慮した床材の変更 | 既存の床は固く、転倒したときにけがをする可能性がある。そのため床を柔らかい素材に変更したい。 | 床材の変更は主に滑りの防止を目的としているため、給付対象外です。 |
| その他 | 介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修承認(不承認)決定通知書をなくしてしまった。 | 再発行の手続きが必要になります。原則被保険者本人かご家族が窓口で手続きをしてください（それ以外の方は委任状が必要です）。身分証明となるものと印鑑をお持ちください。なお介護保険居介護（介護予防）住宅改修工事完了届出書はホームページに白紙のものが掲載されておりますのでそちらをご利用ください。 |